

委員	シート 頁	重点事項・ 重点的取組	回答課	シート の変更	意見 No.	意見内容	意見に対する市の考え方
栗原委員	1~8	庁内相談・政策管理機能部署の設置、機能集約センターの設置、新たな機能の設置に係るプロジェクトチーム等の設置、連携のための相談支援マニュアルの作成、相談支援に係る共通的なアセスメントシート・相談記録等様式の作成、相談支援専門職の確保、市職員・専門多職種の資質向上方策の検討	地域福祉課	無	1	総合相談支援窓口開設に向け、部署の庁内の位置づけ、即ち、権限・機能をどのように策定していくのですか。 (令和2年9月3日付 令和元年度取組状況に対する小生意見くその他の意見>参照) 例えば例規集に掲載されている「事務分掌規程」及び「職務権限規程」など関連規程との整合性を視野に入れた観点が必要と思います。 また、社会福祉協議会等に委託している相談事業と提携し、情報の一元化を図って下さい。	総合相談支援体制につきましては、令和元年度から福祉部・保健部の関係課長から成るワーキンググループで協議し、企画課との組織ヒアリングを経て、副市長を議長とした調整会議の開催など組織体制について協議を進めております。総合相談支援体制を実施する窓口の構築にあたっては、制度の狭間や複合的な問題を抱える市民の相談をとりあえず受け止めるということや、関係部署との連携が必要な場合は、庁内の調整を一元的に行うコーディネイト役を担うことを機能として持たせることを検討しています。また、開設にあたっては庁内「事務分掌規程」等の例規上での所掌事務の整理、社会福祉協議会等に委託している相談事業の整理を必要に応じて進めて参ります。
			地域福祉課	無	2	成果欄（シート1・2・3）に記載されている会議録のうち、上記①の検討が伺える会議資料がありましたら、提出して下さい。	現在審議中の市の機関内部に関する情報であるため提出については差し控えさせていただきます。
小暮委員	1	庁内相談・政策管理機能部署の設置	地域福祉課	無	3	①政策管理機能部署の設置に関する検討はどうなっているのか。 ②総合相談支援窓口は令和4年度から開設できるのか。 ③現段階での総合相談支援窓口のイメージを説明してください。	①現在の市の体制においては、地域福祉行政の核となる地域福祉計画を所管し、福祉の政策、企画立案等の機能は概ね地域福祉課が担っております。 ②総合相談支援体制につきましては、現在のところ、令和4年度の開設に向けて検討を行っております。 ③No.1のご意見と同じ回答になります。
	2	機能集約センターの設置	地域福祉課	無	4	①ワーキンググループ会議で協議した機能集約センターの必要性や構築に係る課題を具体的に説明してください。	ワーキンググループで挙げられた機能集約センターにかかる意見 【必要性】 ・地域の問題を身近な生活圏域で解決するという考え方は地域共生社会を進めるうえでも必要。 ・市民の困りごとに丸ごと対応するやり方を充実させるほうが市民にとっても有益。 ・地域にCSWが配置されることにより、地域の支援者との連携が期待できる。 【課題】 ・場所の問題：既存の施設といかに組み合わせるかという検討が必要。東地域には本庄市役所、西地域には本庄市社会福祉協議会、児玉地域には児玉総合支所があり、機能集約センターの機能との関係性を整理する必要がある。 ・人件費の問題：人件費等の財政面が課題。国の補助事業の活用を検討する必要がある。 ・機能集約センターに仮に専属の専門家を雇用した場合、利用者のニーズ等によりせつかくの専門性が育たず、活かされないことが懸念される。また、各相談機関から専門家を配置した場合、元の相談機関の職員が手薄になるということも考えられる。

委員	シート 頁	重点事項・ 重点的取組	回答課	シート の変更	意見 No.	意見内容	意見に対する市の考え方
清水委員	1, 2	庁内相談・政策管理機能部署の設置、機能集約センターの設置	地域福祉課	無	5	調整会議メンバー、関係課の中に教育委員会が入っていないのはなぜか。「ヤングケアラー」等の問題もあるので教育部門との調整や協議も必要と考えるがどうか？	総合相談支援体制の構築を検討する調整会議については、関係の深い福祉部・保健部の関係部署を中心として調整会議を開催しました。地域福祉計画全体の進捗管理を行う地域福祉検討会議においては、教育委員会（学校教育課、生涯学習課）もメンバーとして加わっております。ヤングケアラー等の問題については、教育委員会と情報共有、中心となる窓口等の調整、必要な施策の協議を常に行いながら進めていきたいと考えております。
(事務局)	3	新たな機能の設置に係るプロジェクトチーム等の設置	地域福祉課	有	6	(成果の箇所) 追加「ワーキンググループ会議1回」	シート3を別紙のとおり修正いたします。
清水委員	6, 7	相談支援専門職の確保	地域福祉課	無	7	“専門職の確保”市の職員は異動があり、継続しての支援が困難だと思ふ。専門職を採用する方が良いと思ふ。専門職について、社会福祉士や保健師も大切な存在だが、複合的な困難を整理して、的確なところにつなげる行政書士の存在も大切と思ふ。(整理できなくて悩んでいる方の方が多い。)市職員のOB・OGの採用もありではないか。	市ではこれまで異動の際、支援が途切れないよう、正確な引き継ぎの徹底をはかるとともに、職員の専門研修への参加等を行っております。専門職、OB、OG等の職員採用については検討して参ります。
小暮委員	9	市役所窓口開設時間等の拡充の検討	地域福祉課	無	8	①福祉部以外の部署では市役所窓口開設時間等の拡充検討に取り組んでいるのか。 ②窓口を拡充することによる課題を具体的に説明してください。 ③他の自治体の実施状況や実施方法を説明してください。 ④実施すれば市民サービスの向上につながると考えるが、なかなか取り組めない理由を説明してください。	①現在のところは市民課が毎週日曜開庁で証明発行、収納課が休日・夜間収納窓口を毎月各1回行っています。 ②主な課題としては、休日・夜間いずれにしても当番制で職員を数人配置するため、予め限定した手続きのみをご案内することになり、それ以外の手続きについては平日の来庁や問い合わせをお願いすることになります。また他の相談機関が時間外で連携が図れなくなってしまうため、問題解決まで至らずに相談の受付のみになってしまう可能性が高いことがあげられます。 ③埼玉県内のほとんどの自治体(市)で休日・夜間開庁を実施しており、市民課の業務、市税、収納、国民健康保険、後期高齢等の手続きを実施しています。全体的には多くの市で休日(土曜・日曜)開庁を毎週、もしくは決められた日に行っており、1日または半日の受付時間を設けています。深谷市、草加市、戸田市などは決まった曜日に夜間開庁(19時～21時頃の時間帯まで開庁)を実施しています。 ④福祉部門の窓口のみの拡充では対応が不十分になる実態があります。現在は来所による窓口申請に関わらず、郵送、電子申請等市民のニーズに対応するための手段を各課において検討、整備しております。今後も窓口開設時間の拡充につきましては、各窓口で市民のニーズの把握に努めながら、サービスの向上に引き続き取り組んで参りたいと考えております。
栗原委員	9~14	市役所窓口開設時間等の拡充の検討、相談事業における電子相談窓口の活用、電話相談窓口の充実、市ホームページでの情報提供の充実、市民への情報提供手段の再検討	地域福祉課	有	9	この分野は事業のフォローアップが大切と思ふので、前年度との比較が可能となる計数の導入を図って下さい。	シート14を別紙のとおり修正いたします。他のシートにつきましても可能な限り係数の導入を検討します。
		市役所窓口開設時間等の拡充の検討、相談事業における電子相談窓口の活用、電話相談窓口の充実、市ホームページでの情報提供の充実、市民への情報提供手段の再検討	地域福祉課	無	10	シート13 「5. 市民への情報提供手段の再検討(取組事例①)」は事業が終了となりましたが、報告書を基に具体策は検討していますか。	美容室のように住民にとって身近な場所が、日常生活の中での困りごとの相談窓口として、また、福祉情報等を取得できる場としてなり得る可能性があると考えております。具体的な対策は検討中ですが、高齢者等支援に関する覚書を結ぶなどを検討していきたいと考えております。

委員	シート 頁	重点事項・ 重点的取組	回答課	シート の変更	意見 No.	意見内容	意見に対する市の考え方
栗原委員	15~21	生活困窮者自立支援事業の充実、学習支援体制の強化、相談支援専門職の確保、市職員・専門多職種の資質向上方策の検討、自殺対策の推進	地域福祉課	無	11	ケアラー問題（ヤングケアラーを含む）への取組方針を指標目標に取り入れて下さい。 ちなみに埼玉県は令和2年3月31日に「埼玉県ケアラー支援条例」を制定しています。 特に、潜在化する傾向にあるヤングケアラーについては学校教育分野（シート17）の協力が必要です。	市といたしましては、「埼玉県ケアラー支援条例」を踏まえ、ケアラーを支えるための広報啓発の推進、行政、地域における支援体制の構築など関係各課及び関係機関等と協力し、施策の整理や取組について協議を行って参ります。
小暮委員	15	生活困窮者自立支援事業の充実	生活自立支援課	無	12	①世帯包括型の支援について説明してください。 ②8050問題及び引きこもり等に対するアウトリーチの方法を説明してください。	①複数の問題を抱える場合には、問題が複合的に関連している場合があり、その問題を個々に支援するのではなく、世帯単位で包括的に捉え、同時並行的に支援を行う方法です。 ②8050問題及び引きこもり等の問題を抱える場合は方の多くは、自ら助けを求めたり、制度を申請するために相談窓口を訪問することが困難な状況です。そのため親族、行政機関又はその他関係機関等からの情報提供により、訪問型の支援を行います。アウトリーチの意義は、なんらかの理由で自ら支援を求めるのが難しい人に対し、情報や支援を支援者側から積極的に届けることです。そのような情報提供があれば、相談支援員が自宅を訪問し、悩みや抱える問題について聞き取りを行い、支援者の状況に合わせ、解決への道を検討します。
小暮委員	20	市職員・専門多職種の資質向上方策の検討	地域福祉課	無	13	①ケース会議を開催したことは素晴らしいと考えます。 ②令和3年度はケース会議を開催したか。何回開催する予定か。 ③日常的にケース会議を開くことはできないのか。	①ケース会議は、各課が制度に基づくサービス提供等の役割を持つ中で、複数の課が一堂に集い、情報共有及び意見交換等を行うことで、包括的な支援を行うという意識を個々に高め、資質の向上を図るとともに、横断的な連携を強化していくことができる有益な取組と考えております。 ②令和3年度は11月頃の実施を予定しております。 ③複数の部署に関係するような複雑な福祉の相談に関しては、その都度迅速に相談をする必要があると考えており、総合相談支援窓口の設置にあたり、ケース会議も組織的な開催方法を検討しているところです。
倉林委員	21	自殺対策の推進	健康推進課	無	14	本庄市の現状がわかりませんが 自殺対策として、中学校での「自殺予防SOS授業」について 本庄市では、教員が実施しているのでしょうか？ 「自殺予防SOS授業」を保健師さんが実施、または保健師さんに 授業に参加していただくことで、学校以外の相談機関が身近なものになります。 特にコロナで心配されている、中高生の望まない妊娠などに対しても、学校の先生の他に相談できる場所として「保健センター・保健師さん」が有効です。	健康推進課（保健センター）では、外部講師を依頼し、市内小学校に出向き、小学5・6年生を対して、「聴く」、「話す」、「伝える」の基本を体験するなど、自殺対策事業「心の健康づくり事業」を実施しております。 中高生の望まない妊娠などの相談について、保健センターで保健師・助産師が相談に応じます。
			学校教育課	無	15	○学校教育課として取り組んでいること ・関係する資料を各学校へ送付するとともに、校長会において児童生徒の理解に努めるよう指示 ・相談窓口の体制づくり (本庄市) 子どもの心の相談員やスクールカウンセラー、さわやか相談員の配置 (県) リーフレット配布 困ったときの相談窓口	

委員	シート 頁	重点事項・ 重点的取組	回答課	シート の変更	意見 No.	意見内容	意見に対する市の考え方
栗原委員	22~26	成年後見制度 利用促進のため の拠点の設置と 支援、権利擁護 相談の充実、市 民後見人等権利 擁護人材の養成 と支援、権利擁 護事業に関する 周知啓発	地域福祉課	無	16	指標目標を継続し、事例の紹介及び解決方法等情報提供を進めて下さい。	指標目標を踏まえた取り組みを継続し、情報提供に努めます。
			地域福祉課	有	17	シート22 「三士会」の構成を教えてください。	シート22を別紙のとおり修正いたします。
栗原委員	27~30	更生保護団体 への支援、更生 保護サポートセ ンターの運営支 援、社会を明る くする運動への 支援、刑余者へ の就労支援の充 実	地域福祉課	無	18	指標目標を継続し、周知・啓発の有効手段を多角化して下さい。	新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで実施できていた街頭キャンペーンは自粛しておりますが、新しい生活様式の中で工夫を凝らしながら、周知・啓発活動が後退しないように引き続き事務支援を行って参ります。
栗原委員	31~35	避難行動要支 援者避難支援 プラン(全体計 画)の策定と周 知啓発、関係機 関・団体との情 報共有体制の強 化、防災活動へ の避難行動要支 援者の参加の促 進、災害時の相 談支援体制の確 立、ハザードマ ップ等の活用支 援	地域福祉課	無	19	「本庄市市民協働のまちづくり条例」が制定され、令和3年10月1日から施行されることもあり、支援体制が機能するように「具体的な取組内容」を見直してください。	ご意見を参考に、令和3年度の取組を検討して参ります。
栗原委員	31	避難行動要支 援者避難支援 プラン(全体計 画)の策定と周 知啓発	地域福祉課	有	20	(年次計画(予定)の箇所)“要支援者”が重複して記載されている。	シート31を別紙のとおり修正いたします。
栗原委員	36~40	公共施設のバ リアフリー化、 居住環境の整 備、福祉施策の 継続及び啓発事 業	都市計画課	無	21	指標目標及び具体的な取組内容を見直し、取組に取りこぼしがないか再検討して下さい。 シート38は達成度合いが高いので、他の課題を検討して下さい。	ご意見を参考に、令和3年度の取組を検討して参ります。
			都市計画課	無	22	シート37は実施エリアを特定化するなどし、事業の促進策を図って下さい。	ご意見を参考に、令和3年度の取組を検討して参ります。

委員	シート 頁	重点事項・ 重点的取組	回答課	シート の変更	意見 No.	意見内容	意見に対する市の考え方
栗原委員	41~44	各種福祉施策の継続、公共交通の充実強化、移動支援に協力的なボランティアの活用、移動困難者（買い物弱者や医療・介護関連）に対するアウトリーチの施策検討	都市計画課	有	23	シート42「2. 公共交通の充実強化」の「成果」に記載した市内公共交通利用者数の内訳とそれぞれへの補助金について、公共交通手段維持の為、施策をPRする一環として開示して下さい。	シート42を別紙のとおり修正いたします。
			地域福祉課	無	24	シート42~43 前掲（シート31~35）同様に活動を促進して下さい。	ご意見を参考に、令和3年度の取組を検討して参ります。
栗原委員	45~48	住宅セーフティネット法による「居住支援協議会」の設置	地域福祉課	無	25	シート45 令和2年度「市内のあんしん賃貸住まいサポート店（四店舗）」に紹介があった件数並びに成約件数を明記して下さい。	件数並びに成約件数につきましては市では把握しておりません。住宅確保要配慮者として各店舗を訪れたかどうかにつきましては、各店舗で本人から聞き取りしないうり把握が難しいため実態を捉えるのは現在のところ難しいと考えております。現状把握の方法について検討して参りたいと考えます。
		高齢者・障害のある人等の住居の確保	地域福祉課	無	26	シート46・47 サービス付き高齢者住宅・有料老人ホームの設置には提携医療機関（又は医師）の義務付けはあるのですか。ある場合に条件などを教えて下さい。	提携の義務付けはありませんが、医療機関や介護事業所と連携して入居者の生活をサポートしているところが多いです。連携の方法や内容等は、それぞれ異なります。
栗原委員	45	住宅セーフティネット法による「居住支援協議会」の設置	地域福祉課	有	27	（具体的な取組内容の箇所）（誤）“用”配慮者→（正）“要”配慮	シート45を別紙のとおり修正いたします。
栗原委員	49~54	社会福祉協議会の運営と活動への支援	地域福祉課	無	28	シート49社会福祉協議会に委託している事業件数及び補助金額を教えてください。	R2年度 委託事業件数：介護リフレッシュ事業、困りごと相談事業他、全12件 運営費補助額：40,692,676円 委託事業補助金額：62,672,783円
		小地域における住民主体の福祉活動の組織化の支援等	地域福祉課	無	29	シート50~52前述の通り、「本庄市市民協働のまちづくり条例」が10月1日から施行されます。計画の進捗を早めて下さい。	ご意見を参考に、令和3年度の取組を検討して参ります。
		福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討	地域福祉課	無	30	シート53 「本庄市成年後見サポートセンター」が令和3年7月に開設されたので、同センターの機能を充実させてください。	今後の運営状況を踏まえながら、どのような機能を持つことが可能か検討していきます。
小暮委員	50	小地域における住民主体の福祉活動の組織化の支援	地域福祉課	無	31	①小地域の住民主体の福祉活動の実態はどうなっているのか。 ②どのような福祉活動が行われているのか。 ③地域包括ケアシステムを構築する上で必要とされる小地域の住民主体の福祉活動とはどのようなものなのか。	①②小地域の住民主体の活動としてはサロン活動や自治会内での活動また老人クラブ、NPOやボランティア活動なども含まれます。それぞれ工夫を凝らした様々な活動を行っており、活動を通じて、仲間づくり、ご近所とのつながりづくり、情報共有などができることにより、孤立や閉じこもりの防止、介護予防にもつながっております。また参加者同士での見守りや支え合いのきっかけにもなると考えます。 ③①、②のとおり地域での個々の活動は広がっております。地域包括ケアシステムを構築する上でも小地域における住民主体の福祉活動の組織化、また、地域のネットワークの形成については、必要なことと認識しております。今後も社会福祉協議会と検討して参りたいと考えております。

委員	シート 頁	重点事項・ 重点的取組	回答課	シート の変更	意見 No.	意見内容	意見に対する市の考え方
栗原委員	60~65	モデルプログラム集等の作成、地域福祉懇談会等の定期的実施、地域福祉講演会等の実施、福祉関係講座の充実	地域福祉課	無	32	前述の「本庄市市民協働のまちづくり条例」が施行されるので、この取組の充実を期待します。具体的には「ケアラー支援条例」の制定を目標とし、ケアラー問題（ヤングケアラーを含む）の周知・啓発に取り組んで下さい。	ご意見を参考に、まずは関係各課及び関係機関等と協力し周知・啓発に努めて参りたいと考えております。
栗原委員	66~70	生涯学習講座受講者等の受け皿の確保	生涯学習課	無	33	シート66 クラブ団体等への加入者を年度ごとに把握して下さい。	ご意見を参考に、年度ごとに加入者を把握して参ります。
		人材バンクの周知啓発	生涯学習課	無	34	シート67 審議会等委員の選出（例えば有識者委員の一部）にも活用して下さい。	ご意見を参考に、今後の取組に生かして参ります。
栗原委員	71~74	民生委員・児童委員協議会への支援、他職種連携のための研修会等の実施、行政情報の活用支援、個人情報取り扱いに関するルールの作成	地域福祉課	無	35	基本戦略3「地域で共に生きるための人づくり」施策（3）「専門職・支援関係者の育成と支援」について シート71~73「本庄市市民協働のまちづくり条例」制定化に合わせ、取組を加速して下さい。	ご意見を参考に、令和3年度の取組を検討して参ります。
栗原委員	75~80	本庄市地域福祉審議会（仮称）の設置、計画進行管理組織による点検評価の実施、計画の周知啓発、地域福祉講演会等の実施、地域福祉懇談会等の定期的実施、新たな課題への実態調査の実施	地域福祉課	無	36	基本戦略4「計画推進体制の発展・強化」（冊子151頁）の三施策のうち（1）「市の計画推進体制の強化」について 前述の「本庄市市民協働のまちづくり条例」制定に合わせ、促進・強化を図って下さい。	ご意見を参考に、令和3年度の取組を検討して参ります。

委員	シート 頁	重点事項・ 重点的取組	回答課	シート の変更	意見 No.	意見内容	意見に対する市の考え方
倉林委員	80	新たな課題への 実態調査の 実施	地域福祉課	無	37	ヤングケアラーの実態調査について 学校教育課との相談・調整→ここは基本になると思いますが、私は、学校でスクールカウンセラーとして働いていて、子どもにとって自分の置かれている状況に気づくことが困難で、SOSが出せない。 64ページの「きづく」自覚・判断・情報→ここが特に困難かなと思います。 先生からの聞き取りやアンケートだけでは、実態はつかみにくいと思います。 また、家庭の状態よりも本人の受け止め方の問題もあります。実態把握には、学校だけではなく、地域の方からのアプローチを並行して進めていく必要があると思います。	民生委員・児童委員は各小中学校で行われる学校運営協議会等に参加し、学校の状況や生徒の様子などを共有し協力を行っております。また、課題のある児童生徒については、主任児童委員と協力するケースもあると伺っております。こういったつながりの中で、実態把握の方法として、地域の方からどのようなアプローチができるのか、学校教育課とも協議して参りたいと存じます。
			学校教育課	無	38	○教職員のヤングケアラーに対する理解促進 ・県主催の人権教育研修会への参加(人権教育担当者や校長等) ・校長会において、ヤングケアラーの適切な理解の下、各学校での教職員の周知・理解に努める ・県からの資料を学校へ送付 ○県の相談窓口の周知 ・ヤングケアラーに限らず、相談窓口を児童生徒、保護者へ周知し、ヤングケアラーに限らず相談しやすい環境づくりを推進	
清水委員	80	新たな課題への 実態調査の 実施	地域福祉課	無	39	今後の方針→教職員向けのアンケートの検討だけではなく、県からの情報を待つのではなく、小中学校の児童生徒へのアセスメント調査が必要と考える。	No.11のご意見と同じ回答になります。また、関係各課等と協議を行い、現状把握に向けた適切な調査を実施して参りたいと考えております。
栗原委員	81~84	地域福祉基金の 周知と寄附 文化の醸成	地域福祉課	無	40	シート81 他の地方自治体の取組を調査し、更に拡大して下さい。	基金や寄附の周知方法等について調査研究し、関心を高めていただけるよう検討していきます。
		市の事業における 補助金等の 活用	地域福祉課	無	41	シート82 前述の「本庄市成年後見サポートセンター」開設に伴い、現行の「成年後見相談ダイヤル」との一体化を早急に図って下さい。また、「成年後見相談ダイヤル」への名称変更に至る経緯とそれぞれの事業への支出額を教えてください。 次に、「ケアラー支援条例」制定に向け、国・県からの補助金制度について教えてください。	「本庄市成年後見サポートセンター」と「成年後見相談ダイヤル」一体化については検討して参ります。 令和3年度からは委託事業者の変更により「成年後見相談ダイヤル」と名称を変更いたしました。 令和3年度の「本庄市成年後見サポートセンター」への委託料は2,595,000円「成年後見相談ダイヤル」の委託料は、1,200,000円、うち本庄市分は581,000円です。 ケアラーの支援について県に確認をとらせていただいたところ、ケアラー支援単体での補助制度は現在のところはありませんとの回答でした。
小暮委員	その他		地域福祉課	無	42	全体として順調に進んでいる印象を受けました。計画の実施にあたりそのキーポイントとなる施策が見えてきたでしょうか。84項目のうちどれに力を入れることが重要でしょうか。そんな項目があったら説明してください。	総合相談支援窓口が令和4年度開設に向け庁内で調整が進んでおります。この組織が複合的な問題や新たな生活課題の解決に向け機能するよう進めていくことが重要と考えます。 また庁内の連携をさらに強化していくとともに、研修等を開催することで職員の福祉対応能力及び意識の向上を図り、「ふくしの杜ほんじょうプラン21」を推進していくためのしっかりとした土台作りを行って参りたいと考えております。 これらの取り組みを基礎として「自助」、「互助」、「公助」のネットワークを作っていくことが、今後の重要な点であると考えております。
清水委員	その他		地域福祉課	無	43	子ども食堂、オレンジカフェ等、民間で立ち上げる福祉活動に対する立ち上げ支援、会場の支援、財源に対する支援が必要と考える。	団体への支援に関しましては、例えば子ども食堂であれば、埼玉県社会福祉協議会が行っております、「こども食堂応援基金(子どもの居場所)助成事業」、「浦和競馬こども基金助成事業」があります。 また、高齢者や障害者のサロン活動の支援においては、本庄市社会福祉協議会が行っております「社会福祉法人本庄市社会福祉協議会ふれあいいきいきサロン事業」などがあります。以上のような既存の事業を利用させていただくために情報提供を行うことも支援の一つと考えております。